

被災者のみなさまへ

 政府広報

政府からのお知らせ

被災されたみなさまの雇用・暮らしを、日本中が一つとなって支えていく。そんな決意を込めた「日本はひとつ」しごとプロジェクトがスタートしています。政府は、各省庁を横断した総合的対策を、これから次々に打ち出します。あなたの出番です！

今号の第3面は、その“はじめの1歩”を特集しました。大いにご活用ください。

そしてこちらも、“日本はひとつ”を象徴する動き。著名人やアニメ人気キャラなど多彩な方面から、この壁新聞に言葉が寄せられています。今号の紙面から、「あなたへのメッセージ」と題して順次ご紹介してまいります。

平成23年(2011年)4月19日

大切なお知らせ

障害のある方へ：福祉・医療サービスは変わりません。

障害者自立支援法に基づく障害のある方への福祉サービスや自立支援医療などが、震災以前と同様に受けられるよう、次のようにルールを弾力的に運用しています。

- ①受給者証なしでサービスが受けられます。(これまでサービスを受けられていた方)
- ②今まで利用していた以外の事業者から同様のサービスを受けたり、医療機関、薬局でも受診や薬の受け取りをすることが可能です。
- ③利用者負担の免除又は支払の猶予を受けられます。
- ④震災後に支給決定の有効期間が切れたとしてもサービスを利用することができます。
- ⑤新規の支給決定や支給決定の変更が簡易な手続きで受け取ることができます。

●お問い合わせ先

岩手県 岩手県保健福祉部障がい保健福祉課 019-629-5447 宮城県 宮城県保健福祉部障害福祉課 022-211-2539

仙台市 仙台市健康福祉局障害企画課 022-214-8163 仙台市健康福祉局障害者支援課(自立支援医療) 022-214-6135

福島県 福島県保健福祉部障がい福祉課 024-521-7170

住居に被害を受けた方や母子(寡婦)家庭の方へ：借入れが出来ます。

負傷したり、住居・家財に被害を受けた方には最大350万円をお貸しします(災害援護資金)。また、母子(寡婦)家庭の方には、経済的自立とお子さまの福祉を進めるために、生活資金として、月額最大10万3千円までお貸しします(母子寡婦福祉貸付金)。

災害援護資金は市町村へ、母子寡婦福祉貸付金は県・市の福祉事務所へお申し込みください。

ドライバーの方へ：運転免許証の有効期間が延長されます。

運転免許証の有効期間が平成23年8月31日まで延長されます。詳しくは運転免許センターまたは警察署にお問い合わせください。

<http://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/traffic/license.htm>

原子力に関する質問にお答えします

首相官邸災害対策ページの「福島原発・放射能関連情報」のページに、「よくあるご質問」のコーナーを新設しました。今後も充実させていきます。

<http://www.kantei.go.jp/saigai/faq/index.html>

ラジオ番組「震災情報 官邸発」毎日放送中 ※放送時間は番組編成の都合上、急遽変更・中止になる可能性もあります。予めご了承ください。

FM仙台(月～日 19:55～20:00) FM福島(月～日 20:55～21:00) FM岩手(月～金 20:55～21:00 土日 21:55～22:00) 東北放送(月～日 21:55～22:00)

ラジオ福島(月～金 21:45～21:50 土日 22:00～22:05) 岩手放送(月～木 21:55～22:00 金 22:55～23:00 土 20:55～21:00 日 21:00～21:05)

福島の方へ ラジオ番組「守ります！福島～政府原子力被災者生活支援チームQ&A～」

福島原発に関する不安や、避難・屋内退避されているみなさまの生活支援に関する疑問にお答えしています。

ラジオ福島(月～金 14:20～14:30 土 17:15～17:25 日 18:20～18:30) ふくしまFM(月～木 17:10～17:20 金 18:30～18:40 土日 14:55～15:00)

※放送内容は、インターネットでもご聴取いただけます。ラジオ福島(<http://www.rfc.jp>)、ふくしまFM(<http://www.fmf.co.jp/>)

最新の情報は、「首相官邸災害対策ページ」で、お知らせしております。 URL : <http://www.kantei.go.jp/saigai/> または、「首相官邸災害対策ページ」で検索。携帯電話からもご覧いただけます。



くらしに役立つ情報

農業の復旧のこと

水田での営農の開始に向け、農業用排水路の機能を回復するため、農地などに積もったがれきを取り除いていきます。既に宮城県内の6か所で工事に着手済みです。

今後も以下の地区で関係県・市町村と調整を行いながら災害復旧事業等を活用し、がれき処理などの工事に着手する予定です。

- 岩手県 三陸海岸地域
- 福島県 相馬市
- その他 県、市町村と相談して対応

沿岸漁業の経営支援のこと

沿岸漁業を営む個人の方や法人が、漁業の経営もしくは操業状態の改善を図るための資金を借りることができる制度として、沿岸漁業改善資金があります。利用限度額は一漁業者あたり5000万円ですが、貸付内容(エンジン、漁ろう機器など)により限度額は異なります。また、貸付利率はすべて無利子です。詳しくは所属している漁協や都道府県の水産事務所、水産業普及指導員、または下記窓口にご相談ください。

問い合わせ先

- 水産庁増殖推進部研究指導課
- 03-6744-2374
- 平日/9:30~19:00

納税の延期のこと

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の納税者の、申告所得税や消費税及び地方消費税(個人事業者)などを含む全ての税金において、申告・納付の期限を延長しました。

それにより、当初予定をしていた預貯金口座からの自動引き落としなども行いません。なお、延長後の引き落とし日については、あらかじめ余裕をもって別途お知らせいたします。

被災したリース品のこと

(社)リース事業協会では、相談窓口において、被災された事業者の方々からのリースに関するお問い合わせをお受けしております。会員会社では、リース料に関するご相談について、柔軟な対応に努めることとしております。お取引リース会社をご不明な場合は、会員会社の相談窓口をご案内いたしますので、当協会のリース相談窓口にお問い合わせください。

TEL:03-3234-2801
月~金/10:00~12:00、
13:00~16:00

保険料の払込み猶予のこと

生命保険各社・損害保険各社では、被災された方から申し出があれば、月々の保険料の払込みなどを猶予しています。詳しくは、保険協会・保険会社にご相談ください。

■金融庁携帯用サイト

<http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>

生命保険に関するご相談

■社団法人生命保険協会

03-3286-2648

土日祝日を除く/9:00~17:00

損害保険に関するご相談

■社団法人日本損害保険協会

そんがいほけん相談室 フリーダイヤル

☎0120-107808

携帯・PHSからは 03-3255-1306

土日祝日を除く月~金/9:00~18:00

土日祝日(当分の間)/9:00~17:00



海外からのお見舞い・支援

これまでに世界中の国々や人々からお見舞いや励ましのメッセージが寄せられています。135以上の国・地域、約40の国際機関から支援の申し出があり、そのうち、20の国・地域からの緊急援助隊や医療支援チーム、国際原子力機関専門家チームなどの国際機関が国内で活動してきています。世界各地の政府、企業、NGO、市民から多くの物資支援や義援金もいただいています。このように世界各地に日本に対する連帯と支援の輪が広がっています。

あなたへのメッセージ



昔、疎開した栄養失調の私を、東北のみなさんは、やさしく受け入れて下さいました。ありがたいと思っています。東北は、私の芝居を招んで下さった所でもあり、喜劇を演じる度、みなさんは笑って下さいました。みなさんの笑い声が聞こえる日の一日も早いことを祈っています。私の恩師である校長先生は、「困っている子を助けてあげなさい」ではなく、ただ「一緒だよ!みんな一緒にやるんだよ!」とおっしゃっていました。おひとりずつ手を握り、昔、私がやって頂いたように温めてさしあげたいのが、今の気持ちです。また、子どもたちは我慢しています。少しでも心の傷が癒えるよう、話を聴いて、抱きしめてあげて下さい。みなさん、お元気でいらしてください!

女優・ユニセフ親善大使 黒柳徹子

みなさまの雇用について

政府は、震災被害にあったみなさまの雇用について、さまざまな措置を実施し暮らしを支えています。

政府は、「日本はひとつ」しごとプロジェクトの一環として、被災されたみなさまの雇用創出を支援する活動を進めています。被災されたみなさまご自身が、仕事を通じて地域の復興に携わることができる取り組みをはじめています。

お仕事の一例

- 避難所での子どもの一時的預かり
- がれきや漂流物の片付け
- 清掃や町の植栽、パトロール
- 支援物資の仕分け など

※都道府県や市町村では、被災されたみなさまを臨時職員として雇用するなどし、上記のような様々な仕事に携わって頂くことを積極的に支援していきます。

仕事を探している方 まずは、ハローワークへ。避難所へも伺います。

みなさまに、できるだけたくさんの求人情報を提供するために、従来の枠を越え、関係省庁が一丸となって、求人確保に向けて取り組んでおります。

- 被災地以外への求人情報を探したい方
ハローワークの全国ネットを活用して紹介します。
- 希望する仕事のため、遠隔地への面接が必要な方
面接にかかる交通費や宿泊費、就職後の転居費を補助する制度もございます。
- ハローワークなどへ出向くことが困難な方
労働基準監督署などの関係機関と連携した避難所への出張相談も実施しています。
- 卒業後も就職活動を続けている方・採用内定取消しを受けた学生の方
就職するまでの継続したマンツーマン支援が受けられます。

- やむなく休業された方
職場が震災被害を受けたことで、休業や一時的に離職をし、休業手当などの賃金が支払われない方は、特例的に失業給付を受けることができます。同様に、福島原子力発電所の影響で避難指示や屋内退避指示を受けた地域で働く方も対象となります。また、書類が無い場合も、ご本人のお申し出により手続きができます。
- 職業訓練を受講された方
被災により離職された方や未就職の学校卒業の方が、就職のために技能や知識を身につける必要がある場合、職業訓練が無料で受けられ、訓練期間中の生活支援のための給付金が支給される制度もあります。

合同就職説明会

被災した方々の就職を支援するための合同就職説明会を開催予定です。日程等が決定次第、順次ホームページに掲載いたします。5月9日(月)岩手県産業会館で第1回開催予定 <http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/koyou/jinzai.htm>

事業主の方 働く方の雇用維持のため、さまざまな支援がごさいます。

各種助成金による支援

- 雇用調整助成金
震災の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主のみならず、休業などの措置により社員の方々の雇用を維持した場合、その手当ての一部を助成します。
被災した9県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県、新潟県)の災害救助法適用地域の事業所に対しては、
①事業活動縮小の確認期間の短縮
②事業活動の縮小の見込みでも申請可能
③休業計画の届出の事後提出が可能
などの特例措置を設けています。また、申請手続きについても、被災地の状況に応じた柔軟な対応を行っております。

- 特定求職者雇用開発助成金
被災した離職者を採用された事業主の方は、90万円(大企業は50万円)の助成金を受けることができます。
※現在検討中のものです。詳細は決まり次第お知らせします。
- 実習型雇用支援事業
被災地の事業主の方は、被災した離職者などをトライアル雇用する場合、1人につき月額10万円(最大6ヶ月)、その後正社員で雇った場合は6ヶ月ごとに50万円(2回)の助成金を受けることができます。
- 3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金
被災地に住む大学など卒業後3年以内の方を正社員で雇った場合、120万円(1事業所最大10回)の奨励金を支給します。
- 3年以内既卒者トライアル雇用奨励金
被災地に住む大学、高校、中学など卒業後3年以内の方をトライアル雇用する場合、1人につき月額10万円(3ヶ月)、その後正社員で雇った場合、60万円の奨励金を支給します。

中小企業向けの金融支援 資金繰りのご相談は、以下の窓口にお電話ください。

日本政策金融公庫

☎0120-154-505(平日)
中小企業事業 / 0120-327-790(土日祝日)
国民生活事業 / 0120-220-353(土日祝日)

商工組合中央金庫

☎0120-079-366(平日)
0120-542-711(土日祝日)
受付時間は平日 / 9:00 ~ 19:00 土日祝日 / 9:00 ~ 17:00

信用保証協会

受付時間は協会ごとに異なります。
岩手県 019-654-1505
宮城県 022-225-5230
福島県 024-526-1530

岩手県、宮城県、福島県のハローワーク連絡先

| | | | |
|---|---|--|---|
| ■岩手県 盛岡 019-651-8811 沼宮内 0195-62-2139 釜石 0193-23-8609 遠野 0198-62-2842 宮古 0193-63-8609 花巻 0198-23-5118 一関 0191-23-4135 水沢 0197-24-8609 北上 0197-63-3314 | 大船渡 080-5949-8155(※1) 二戸 0195-23-3341 久慈 0194-53-3374 ■宮城県 仙台 022-299-8811 大和 022-345-2350 石巻 0225-95-0158 塩釜 022-362-3361 古川 0229-22-2305 | 大河原 0224-53-1042 白石 0224-25-3107 築館 0228-22-2531 迫 0220-22-8609 気仙沼 080-2807-4956 (臨時相談窓口) ■福島県 福島 024-534-4121 平 0246-23-1421 磐城 0246-54-6666 | 勿来 0246-63-3171 会津若松 0242-26-3333 南会津 0241-62-1101 喜多方 0241-22-4111 郡山 024-942-8609 白河 0248-24-1256 須賀川 0248-76-8609 相馬 0244-24-3531(※2) 相馬 0244-36-0211 富岡 0246-23-1421(※3) 二本松 0243-23-0343 |
|---|---|--|---|

(※1)臨時携帯電話 (※2)開庁するのは毎週火曜日と木曜日の10時~14時、雇用保険の業務と雇用調整助成金などに関する相談業務が中心となります。(※3)ハローワーク富岡はハローワーク平に併設。
※詳細についてはお近くのハローワークにお問い合わせください。資金繰りのご相談や合同就職説明会については、それぞれ別の問い合わせ先となりますのでご注意ください。